

物品売買契約書（案）

佐伯市長 富高 国子（以下「売払人」という。）と （以下「買受人」という。）とは、次の条項により物品売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売払人及び買受人は、信義に従い誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければならない。

（契約の内容）

第2条 売払人は、次に掲げる物品（以下「物品」という。）を買受人に売り渡し、買受人はこれを買受ける。

- （1） 件 名 令和8年度 佐伯市立小・中学校GIGAスクール端末等売却（単価契約）
- （2） 物 品 名 仕様書のとおり
- （3） 売 払 単 価 1台当たり 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
- （4） 契 約 期 間 契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで
- （5） 引 渡 場 所 仕様書のとおり
- （6） 契 約 保 証 金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。
ただし、落札者が佐伯市契約規則（平成17年佐伯市規則第66号）（以下「規則」という。）第6条第3項の免除規定に該当する場合には、契約保証金を免除する。

（危険負担）

第3条 この契約締結後、売買物品に生じた滅失又はき損その他の一切の損害は買受人の負担とする。ただし、売払人の責めに帰する場合は、この限りでない。

（契約不適合責任）

第4条 売払人は、契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は買受人に対し、補修及び不足分の履行の追完等を請求することができる。ただし、買受人は、売払人に不相当な負担を課するものでないときは、売払人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 契約不適合がある場合、売払人は相当の期間を定めて買受人に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、売払人は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の変更を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに契約金額の変更を請求することができる。

- （1） 履行の追完が不能であるとき。
- （2） 買受人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- （3） 契約の性質又は売払人の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、買受人が履行の補完をしないでその時期を経過したとき。

3 契約不適合が売払人の責めに帰すべき理由によるものであるときは、売払人は前2項の規定による請求をすることができない。

（準用）

第5条 前条の規定は、損害賠償及び契約の解除についても準用する。

（期間制限）

第6条 買受人による契約不適合がある場合において、売払人が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を買受人に通知しないときは、売払人はその契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の変更の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、買受人が所有権移転の時にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（物品の引渡し）

第7条 物品の引渡場所は、第2条第5号に定めるとおりとし、日時は、契約締結後、協議し定めるものとする。

（費用負担）

第8条 物品の回収・運搬やデータ消去等の必要な作業に係る費用は、買受人が負担するものとする。

(代金の請求)

第9条 売払人は、確定した買取台数に第2条第3号に定める売払単価を乗じた額を納入通知書により買受人に請求する。

(代金の支払い)

第10条 買受人は、売払人の発行する納入通知書による納入期限までに代金を納入しなければならない。

(契約の解除)

第11条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により買受人に損害があっても、売払人は賠償の責めを負わない。

- (1) 指定期日までに売買代金が納入されないとき。
- (2) 買受人に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。
- (3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認めたとき。
- (4) 買受人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関し、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と当該契約を締結したと認められるとき。

キ この契約に関し、買受人が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、売払人が買受人に対して当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。

(支払い後の物品の取扱い)

第12条 買受人は、買い受けた物品を仕様書に記載された方法により適切に処分しなければならない。

2 買受人は、買い受けた物品に個人情報が含まれる可能性があるため、当該情報の漏えい防止のために必要な措置を講じなければならない。

(談合その他の不正行為に対する発注者の解除権)

第13条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

この場合において、解除により買受人に損害があっても、売払人は賠償の責めを負わない。

- (1) この契約に関し、買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条若しくは第19条の規定に違反し、又は買受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)又は第20条の2から第20条の6の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体(以下「買受人等」という。)に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したものをいい、買受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、買受人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、買受人(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

(賠償の予約)

第14条 買受人は、前条各号(同条第4号による刑法第198条による刑が確定したときを除く。)のいずれかに該当するときは、売払人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による契約金額の100分の20に相当する額を売払人が指定する期間内に支払わなければならない。納入が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、売払人に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定により賠償金を徴収する場合にあっては、第11条の規定は適用しない。

4 買受人が賠償金を第1項の規定により売払人が指定する期間内に支払わないときは、売払人は、その支払わない額に、売払人の指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間についてその日数に応じ、規則第11条第1項の率を乗じて計算した額の利息を付した額を買受人から徴収する。

5 第1項の場合において、第2条の契約保証金を賠償金に充当することができる。

(損害賠償)

第15条 買受人は、この契約に定める業務を履行しないために売払人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売払人に支払わなければならない。

(管轄裁判所)

第16条 この契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、売払人の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第17条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、売払人買受人協議のうえ解決するものとする。

以上のとおり物品売買契約が締結されたことを証するため、この契約書2通を作成し、売払人買受人記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 佐伯市
佐伯市長 富高国子 (印)

買受人 住 所
商号又は名称
氏 名 (印)